

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第6部門第3区分  
 【発行日】平成29年2月16日(2017.2.16)

【公開番号】特開2015-133110(P2015-133110A)  
 【公開日】平成27年7月23日(2015.7.23)  
 【年通号数】公開・登録公報2015-046  
 【出願番号】特願2014-258000(P2014-258000)  
 【国際特許分類】

G 0 6 F 1/16 (2006.01)

G 0 7 G 1/00 (2006.01)

H 0 4 M 1/02 (2006.01)

【F I】

G 0 6 F 1/00 3 1 2 G

G 0 7 G 1/00 3 0 1 D

H 0 4 M 1/02 C

【手続補正書】

【提出日】平成29年1月6日(2017.1.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

操作面及び表示面を有する前面と前記前面とは反対側の背面とを有する筐体を備え、前記筐体には、  
 前記背面の一端側に設けられる第1の面と、  
 前記第1の面とは反対側の他端側に設けられる第2の面と、を有し、  
 前記第1の面と前記第2の面とは段状に接続され、  
前記筐体の厚さは前記第2の面の側が前記第1の面の側よりも大きく形成され、前記前面において、少なくとも前記操作面の一部が前記第1の面に対向して形成され、少なくとも前記表示面の一部が前記第2の面に対向して形成されている、  
 携帯型情報処理装置。

【請求項2】

操作表示面を有する前面と前記前面とは反対側の背面とを有し、かつカードを読取るカードリーダー部を有する筐体を備え、  
前記筐体は、  
前記背面の一端側に設けられる第1の面と、  
前記第1の面とは反対側の他端側に設けられる第2の面と、を有し、  
前記筐体の厚さは前記第2の面の側が前記第1の面の側よりも大きく形成され、  
前記第1の面と前記第2の面とは段状に接続される、  
 携帯型情報処理装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明は、操作面及び表示面を有する前面と前記前面とは反対側の背面とを有する筐体を備え、前記筐体には、前記背面の一端側に設けられる第1の面と、前記第1の面とは反対側の他端側に設けられる第2の面と、を有し、前記第1の面と前記第2の面とは段状に接続され、前記筐体の厚さは前記第2の面の側が前記第1の面の側よりも大きく形成され、前記前面において、少なくとも前記操作面の一部が前記第1の面に対向して形成され、少なくとも前記表示面の一部が前記第2の面に対向して形成されている、携帯型情報処理装置である。